

全ク協発第 1 号
平成 27 年 4 月 1 日

一般社団法人全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 殿

一般社団法人全国クレーン建設業協会
会長 鶴岡 武



労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士
安全衛生教育」受講済者の優先使用について

謹啓

新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、当協会に対しまして深いご理解と格別のご指導・ご高配を賜り、厚くお礼
申し上げます。

さて、公共事業費の増加等により、明るさが見える建設業界ではありますが、貴会
会員の下で下請として働く当協会会員は、全国各地で日夜奮闘しているにも関わらず、
中・長期の担い手確保の問題や排ガス規制問題、特殊車両通行許可制度の運用問題等、
以前にも増して厳しい状況下に置かれております。

しかし、当協会会員はこのような大変厳しい経営状況にあっても、一貫して自社の
移動式クレーンのオペレーターに対して、労働安全衛生法（昭 47、法 57）第 60 条
の 2 第 2 項の規定に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を、本制度発足以来、定期的に受講させております。さらに、平成 6 年からは、クレーン安全協議会と
当協会とがタイアップして、本教育内容をより充実させる等労働災害の撲滅を目指し
てきましたが、ご存知のとおり建設現場での労働災害、とりわけ、建設機械に起因する
事故がなかなか減少しない状況下にあります。

当協会では、個々の建設現場での移動式クレーンのオペレーターの使用にあたり、
本教育受講の有無を確認し、受講済者の優先使用をお願いしてまいりました。お蔭様
でオペレーターからは作業現場では浸透してきているとの報告を数多く受けており
ます。しかしながら受講済者の優先使用をしている現場は、まだ一部に限られている
状況であります。

今後建設投資の増加に伴い、揚重作業も増加するなかで、建設機械に起因する労働
災害を撲滅するためには、受講済者を優先して作業現場に入れる必要があります。

つきましては、貴団体会員に対して、労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定に
に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」受講済者の優先使用を徹底されるよう
ご指導いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

謹白